

意匠法3条2項（創作非容易性）について II

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

目次(89号)

I 創作非容易性要件の沿革

1. 意匠法3条2項の趣旨
2. 条文規定の変遷
3. 審査基準の変遷

II 新規性と創作非容易性との関係(可撓伸縮ホース事件)

1. 意匠権の効力範囲との関係
2. 新規性と創作非容易性との関係
3. 意匠の「創作性」と登録要件

III 創作非容易性の判断基準と比較法的検討

1. 『意匠審査基準』における判断基準
2. 各国の創作非容易性規定
3. 中国専利法における創作非容易性要件

IV. 裁判例にみる創作非容易性の判断のポイント

1. 全体的傾向

昭和34年意匠法において、創作非容易性に関する裁判例は、平成22年までに約70件強ほどある（末尾の「意匠法3条2項 判決リスト」参照）。その約半数が平成10年改正後のものであり、10年間でそれ以前40年間と同じ件数であるから、平成10年改正によって創作非容易性判断の基礎資料を「日本国において周知」から「世界公知」へ拡大した効果が顕れている。審査においても、平成10年改正後、拒絶理由全体に占める意匠法3条2項の割合は増加した。

上記裁判例のほとんどが審決取消訴訟であり、審査における意匠法3条2項該当性判断の適否を争うものである。だが、無効にされるべき意匠権について意匠権者等の権利行使の制限規定（意41条で準用

する特104条の3）が設けられたことから、最近は、侵害訴訟においても本件登録意匠の無効理由として意匠法3条2項該当性を争うケースが増えている。

2. 本件意匠の認定

1) 本件意匠の具体的な要旨認定

近時の裁判例によれば、本件意匠が創作容易といえるためには、本件意匠の要旨全体について創作容易であることが論証されなければならないと思われる。

この点は、学説としても以前から指摘されていた。高田忠氏は、「広く知られたものの単独の利用ではなく、そういうものの寄せ集めまたは結合である場合には、必ずしも創作容易とはいいきれない場合も生ずる可能性がある。意匠は全体観察で判断されるべきものであって、個々の構成部分に分けて判断するものでないからである。」^{*1}とし、また、「円や三角というようなありふれた周知形状でも、それが非常に特殊な物品に利用されて特殊な意匠的效果を挙げた場合とか、他の形と組合されることによって意匠的效果を挙げた場合などには容易な創作とはいえなくなる場合があることを注意しなければならない。」^{*2}と指摘していた。平成10年改正後も、鹿又弘子氏は、「意匠の創作とは、個々の要素を全体として一つのまとまりに作り上げるものであるから、個々の要素だけでなく、全体のまとまりをも観察した上でその創作性を判断すべきである。」^{*3}と指摘している。

すなわち、意匠は全体として需要者に視覚を通じて美感を起こさせるものである。意匠全体として一つのまとまった意匠的效果を発揮するものである。

したがって、本件意匠について、創作容易性の論証に都合のよい抽象的な認定をしてはならないし、抽象的な構成だけが創作容易であっても、十分ではなく、意匠の類否判断をする時と同様に意匠全体について認定をして、創作非容易性判断をすべきである。先に中国専利法との比較において検討したことを踏まえると、個々の要素が同一であったとしても、意匠全体として「独特な視覚的効果」（『審査指南』）があれば、創作性が肯定されるべきである。

裁判例には以下のような例がある。

①「可撓伸縮ホース」事件

（東京高判昭和49. 3.19 昭45（行ツ）45）

前号で挙げた「可撓伸縮ホース」事件では、「本件登録意匠は、隆起した螺旋状筋条が高く浮き出した無地の斜縞をなし、筋条と筋条との間が低く沈んだ網目模様からなる斜縞をなし、両者が長手方向に沿って交互に現出し、その対比と繰返しにより看者の視覚を通じて美感を与えるもの」である点に着目し、「引用意匠」（網目模様のホース）及び公知の可撓性伸縮ホース（螺旋状筋条のホース）とは「全く異なつた意匠的效果を有する」ことを評価し創作非容易としている。

②「戸車用レール」事件

（東京高判平成11.6.17 平10（行ケ）260）

この事件では、「戸車用レールの意匠において、側面視がほぼ「M」字状を呈する形状及び上面両側に鰐部を設ける形状がいずれも本件意匠の登録出願前に広く知られていたとしても、この2つの形状を組み合わせるとまとまりのある意匠を創作することが直ちに容易であったということはできない。」と説示し、本件意匠の「2つの形状を組み合わせるとまとまりのある意匠」としている点を評価し創作非容易としている。

③「美容椅子の脚」事件

（東京高判平成16.1.29 平15（行ケ）226）〔図1〕

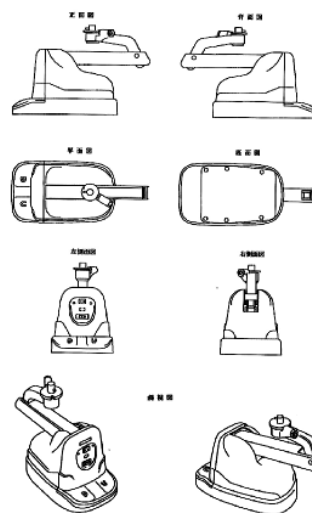
この事件では、審決の認定判断、すなわち、「組

み合わせ態様については、造形上、多様な工夫の余地があるところであって、構成各部の態様を具体的に決定し、構成各部をどのように関連づけ、構成し、それらの結合により全体の形態についてどのように具体化するかを選択は多様にあると認められるところ、本件登録意匠は、そのような創作の過程を経て、一連の創意工夫の結果、構成各部の具体的な組み合わせにより、一定のまとまりを表出するに至ったものであり、この全体のまとまりを形成した点について、容易に創作をすることができたとする証拠が認められない。」との審決の認定判断が、「是認することができる。」とされている。

●図1

本願意匠

引用公知例1



引用公知例2



④「貝吊り下げ具」事件

（知財高判平成19.6.13 平19（行ケ）10078）〔図2〕

この事件では、「本願意匠のうち個々の構成態様が、ありふれているものであっても、・・・その全体の印象として、特有のまとまり感のある、本願意匠の特徴を選択することは、当業者が容易に創作し得たとはいえない」と説示している。

⑤「研磨パッド」事件

（知財高判平成20.8.28 平20（行ケ）10069）〔図3〕

この事件では、「意匠が創作容易であるか否かは、出願意匠の全体構成によって生じる美感について……判断すべきである。」と説示している。

●図2

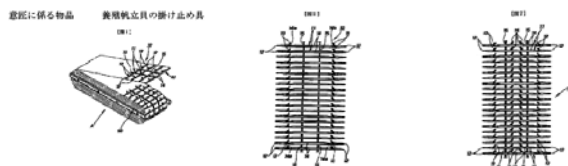
本願意匠



例示意匠1

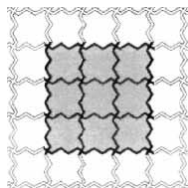


例示意匠2



●図3

本願意匠



以上のように、意匠全体としてのまとまった美感（意匠的効果）について創作非容易性が判断されなければならない。そして、意匠全体と同一ないし実質的に同一の意匠が、引用資料に基づき創作容易か否かが判断されなければならない。本件意匠について抽象的に認定した内容や、本件意匠と同一ではない類似する意匠の内容をもって、創作非容易性の判断をしてはならないのである。

⑥「取鍋」事件

（知財高判平成22.7.20 平19（ネ）10032）〔図4〕

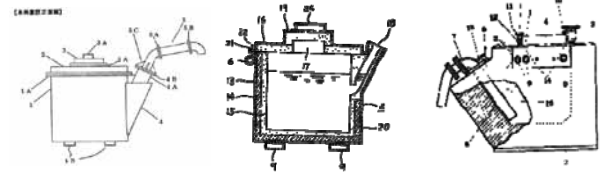
この事件では、「意匠の構成要素を他の意匠に単に置き換えるか、複数の意匠をそのまま組み合わせることにより、当該意匠と同一又はほぼ同一の形状の意匠を容易に創作できる場合には、意匠の創作容易性が肯定される」と説示されている。この「取鍋」

●図4

本件登録意匠

公知意匠 1
特公平04-006464

公知意匠 2



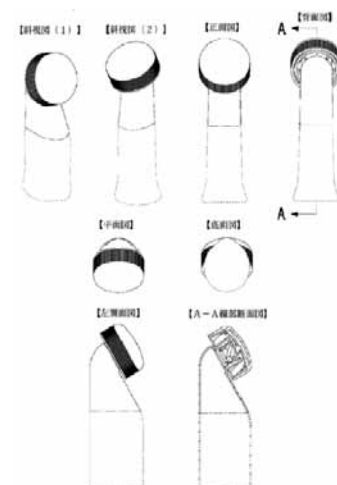
事件の説示は、意匠法3条2項の判断においては、本件意匠と「同一」ないし「実質的に同一」の意匠について、創作容易であることを立証する必要があることを明確に述べたものである。

⑦「包装用容器」事件〔図5〕

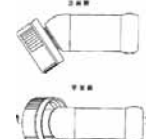
（知財高判平成19.12.26 平19（行ケ）10209・平成19（行ケ）10210）

この事件では、「本願全体意匠は、多様なデザイン面での選択肢から、創意工夫を施して創作したものである」と評価し創作非容易としている。この「包装用容器」事件や上記の③「美容椅子の脚」事件によれば、引用形態に基づいて容易に本件意匠の具体的内容を再構成できず、まだなお「多様なデザイン面での選択肢」があり、また「造形上、多様な工夫の余地」があり、「具体化の選択は多様」にあるような内容しか再構成されない場合には、創作非容易性は否定される。

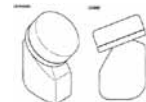
●図5 本願意匠



引用意匠1



引用意匠2



引用意匠3



2) 機能的効果の評価

なお、本件意匠は、「視覚を通じて美感を起こせるもの」(意2条)として要旨認定されるものであるから、機能的・技術的な効果は、外観に現われない限り考慮されない。この点も、類否判断における機能的・技術的な効果の評価と共通する。裁判例は多数あるが、例として以下が挙げられる。

①「釣竿」事件

(東京高判平成11.7.13 平10(行ケ)42)

この事件では、「意匠は、視覚を通じて美感を起こせるものであって、技術的思想の創作ではないから、技術的な課題及び技術的な理由による作用効果が相違ないし優れているとしても、そのことをもって意匠の創作が困難となるというものではない。」と説示されている。

②「摺擦具」事件

(東京高判平成12.3.16 平11(行ケ)321)

この事件では、「技術的困難性は、本願意匠の創作容易性の判断を直ちに左右するものとは認められない」と説示されている。

③「事務用パンチのパンチ刃」事件

(東京高判平成14.1.31 平13(行ケ)281)

この事件では、「引用意匠と本件意匠に係る物品が同一である場合に、物品ないしその構造が有する技術的思想がそれぞれ相違しているか否かということは、両意匠間の創作容易性の判断に直接かわるものではない」と説示されている。

3. 引用形態

1) 部分的形態

引用形態は、部分的なものでもよい。この点に関する裁判例は多いが、例として以下が挙げられる。

①「収納ケース」事件

(東京高判平成16.6.2 平15(行ケ)565)

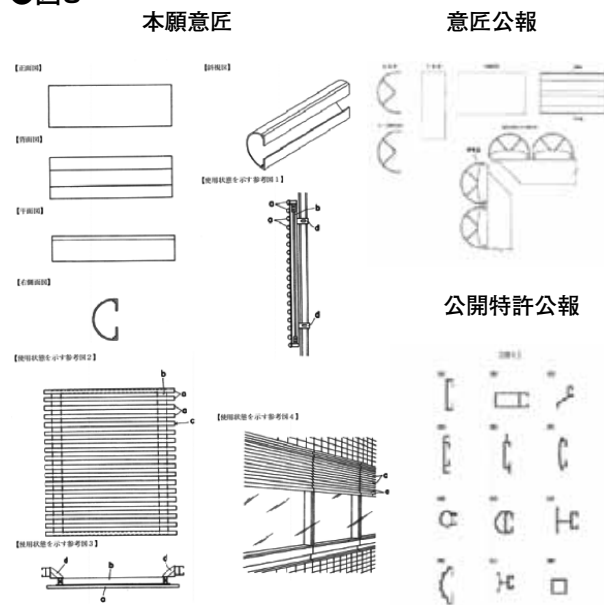
この事件では、「意匠審査基準が、容易に創作することができるとするためには置き換える部分あるいは寄せ集める部分が独立した部品(独立性の高い部位)である必要があるということなど、原告主張のような趣旨を定めたものということとはできない。そして、意匠審査基準の文言として、そのような趣旨の定めが明記されているわけではないこともいうまでもない。」と説示している。

②「金属製ブラインドのルーバー」事件

(知財高判平成20.4.24 平19(行ケ)10385) [図6]

この事件では、「建築用目隠し材の意匠の外周壁の形状」を引用形態としている。

●図6



部分的形態が部分意匠と認められる場合を考慮すると、これは当然といえよう。なお、平成10年一部改正前から、意匠法3条2項における引用形態については、「まとまりのある形態」であれば、物品等には縛られないものであった。

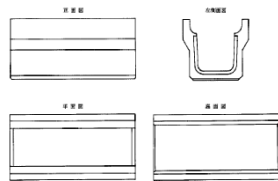
③「側溝用ブロック」事件

(東京高判平成13.3.26 平12(行ケ)357) [図7]

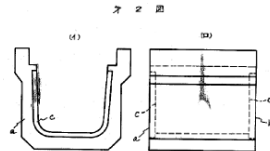
この事件では、「排水桝の蓋受部の弧状面の構成を側溝用ブロックに転用」したことを踏まえて創作

●図7

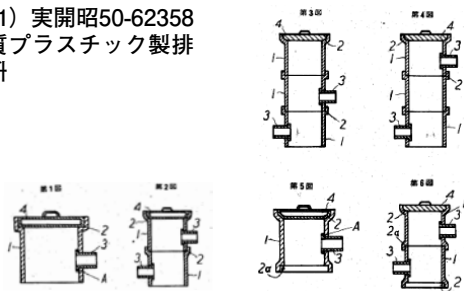
意匠登録1037733



(甲9) 実開昭48-5550



(甲1) 実開昭50-62358
硬質プラスチック製排水枡



容易と説示している。

2) 引用形態の数

引用形態は、複数でもよい。

この裁判例も多いが、「フェンス」事件(東京高判平成16.4.22 平16(行ケ)17)では、「それぞれの構成要素が、当該物品分野において公然と知られており、また、これらを組み合わせることが当業者において容易に想到し得る場合は、構成要素が複数であるからといって当業者が当該意匠を創作することに何らの困難性も認められない」と説示されている。

ただし、複数の形態を組み合わせる一つの引用形態とするような手法は採るべきではない。特許の進歩性に関する裁判例であるが、「一方に存在しない技術を他方で補って併せて一つの引用発明とすることは、特段の事情がない限り、許されない」*4との説示は、意匠の創作非容易性判断にも妥当する。また、特許法においては、複数の引用形態に基づく場合は、進歩性を二段階で判断し、「論証が複数ステップの論理展開」となる危険性があると指摘されている。したがって、「論証が複数ステップの論理展開であることは基本的には許されない。・・・論理の飛躍を含む論証になってしまいやすい」*5という問題があるといわれる。これは、意匠の創作非

容易性の判断においても注意すべき点であろう。

3) 周知性

平成10年改正によって、「日本国内において広く知られた」(日本周知)の規定を「日本国内又は外国において公然知られた」(世界公知)に変更したが、判決例では、引用形態が広く知られていること(周知性)に言及するものもある。

- ①東京高判平成15.3.26「織物地」平14(行ケ)613
- ②東京高判平成15.8.26「ポリシングパッド」平15(行ケ)97
- ③大阪地判平成21.12.10「カップホルダ用装飾リング」平18(ワ)8794

これらの裁判例をみると、引用形態が公知であるよりも周知であることが、容易性を強める方向で評価されていると思われる。

4) 分野近接性

裁判例をみると、引用形態の分野が、本件意匠の分野に近接するほど、容易性を強める方向で評価されるといえる。また、逆に物品分野が相違すれば非容易性を強める方向で評価される。

分野が近接していることが容易性を強める方向で評価された事例は多数ある。一方、分野が相違しており、創作容易とはいえないとされた事例として、

- ①東京高判平成11.9.21「インクリボン付カートリッジ」平10(行ケ)316
- ②知財高判平成18.9.20「金属製ブラインドのルーバー」平18(行ケ)10088

がある。なお、③「濾過機液槽内装着用濾過板」事件(東京高判平成14.11.28 平14(行ケ)389)では、括弧書きであるが、「(出願意匠に係る物品とかかわりのない形状等である場合、例えば、出願意匠に係る物品とは別の物品の形状等である場合に、そのことが、出願意匠の創作容易性の判断において、出願人に有利に働くことはあり得る。)」との説示がある。

4. 本件意匠と引用形態の実質的同一性

本件意匠と引用形態とは、対応する形態が、実質的に同一でなければならない。この点は、中国の『審査指南』において、明記されているところと共通の考え方である。すなわち、両形態の美感(視覚的効果)が共通し、実質的に同一でなければならない。我が国の『意匠審査規準』の創作容易の事例においても、引用形態は、事例(5)には「ほとんどそのまま」という事例があるが、事例(1)ないし(4)は「同一」の形態である。

上記の「取鍋」事件において、明確に説示されているように、「意匠の構成要素を他の意匠に単に置き換えるか、複数の意匠をそのまま組み合わせることにより、当該意匠と同一又はほぼ同一の形状の意匠を容易に創作できる場合には、意匠の創作容易性が肯定される」のである。

これに対して、引用形態と本件意匠の形態について実質的に同一ではない差異を認めつつ、その差異点について、本件意匠と同一にすることは創作容易であるとし、その判断を踏まえて、意匠全体としての創作容易性を判断した事例がある。

- ①東京高判平成4.11.26「繊維テープ溶断ロール」平3(行ケ)191
- ②東京高判平成11.7.13「釣竿」平10(行ケ)42
- ③東京高判平成14.11.27「包装用容器」平14(行ケ)307
- ④東京高判平成16.12.15「配線保護カバー」平16(行ケ)138)

例えば④「配線保護カバー」事件では、「引用意匠(3)と本願意匠とは、厳密には形状が異なるものの、その違いは、当業者が適宜改変し得る程度のものである」と説示している。

②「釣竿」事件では、釣竿の「元竿部及び竿尻キャップの構成態様」と各刊行物記載の意匠の態様との差異について、「各刊行物記載の意匠の態様に基づいて、当業者が普通に加えるであろう程度の改変を加えた程度のもの」と説示している。

しかし、これらの裁判例の判断方法は、創作容易の判断を二段階で行っていることになり、「論証が複数ステップの論理展開」となっている危険性があり、このような判断方法については疑問がある*6。『意匠審査規準』の事例にも示されているように、引用形態と本件意匠の対応する形態とは、同一ないし実質的に同一である必要がる。共通の美感ないし視覚的効果がない場合には、引用形態の適格性がないと思われる。

5. 創作非容易性の評価(ありふれた手法)

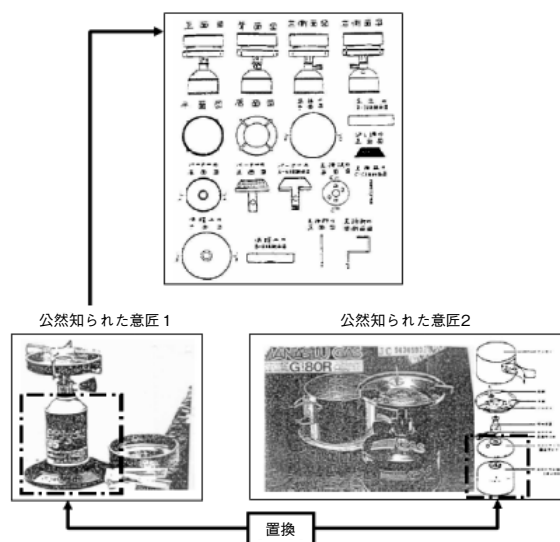
平成10年改正後、意匠法3条2項については、従来に比して詳細な審査基準が定められた。しかし、創作非容易性の判断はこれだけに限られるものではない。

「配線保護カバー」事件(東京高判平成16.12.15 平16(行ケ)138)では、「審査基準では、事例が掲げられているが、それは例示にすぎないと解されるのであって、仮に、掲げられた事例に該当しないとしても、そのことから直ちに、創作容易性を認めるべきでないと断すべきことにはならない。」と説示されている。

しかし一方、『意匠審査基準』によれば、「創作容易な意匠というためには、当業者にとってありふれた手法によって創作されたという事実を要する。したがって、意匠法第3条第2項の規定により拒絶の理由を通知する場合は、原則、当業者にとってありふれた手法であることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。」*7とされている。「自動車をそっくりそのまま自動車おもちゃに転用するという手法等」少数の例外を除いて、この「ありふれた手法であることを示す具体的な事実」の提示が必要である。この「ありふれた手法であることを示す具体的な事実」が示されない場合は、創作非容易であると判断すべきである。

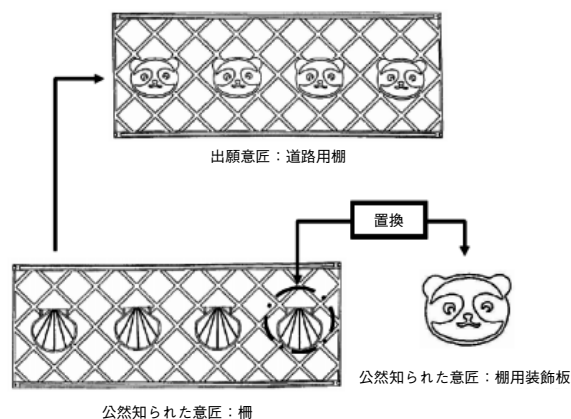
『意匠審査規準』に挙げられている事例において、「ガストーブ兼用こんろ」事件(東京高判平成3.6.3 平2(行ケ)148) [図8左] *8は、実際の裁判において、

●図8 創作非容易性の評価の事例



「その意匠の属する分野において、ポンペを変更することは、燃料使用時間に応じて一つの機種で数種のポンペを用意していることが一般に行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。」という趣旨の判断がされた事例である。しかし、その他の事例において「ありふれた手法」とされている手法は、事実上「ありふれた手法」ではなく、ただ『意匠審査規準』の説明のために仮に「ありふれた手法」としているものである。

例えば、「道路用柵」[図8右]については、「その意匠の属する分野において、公知知れた意匠の装飾板部分を単に他の装飾板に置き換えて構成することは当業者にとってありふれた手法である。」ことを前提にして、創作容易の説明がされている。だが、この手法が実際に「ありふれた手法」であることは自明とはいえない。これが「ありふれた手法」といえるためには、「道路用柵」において「装飾板部分を単に他の装飾板に置き換えて構成すること」が普通におこなわれている事実を証拠をもって示さなければならない。例えば、縦格子の道路用柵において貝形装飾板部分をパンダ形装飾板に置換している事実や、貝形装飾板部分を猫形装飾板に置換している事実等を複数示して証明する必要がある。『意匠審査規準』の事例にある「ありふれた手法」とされているものは、「自動車をそっくりそのまま自動車おもちゃに転用するという手法等」少数の例外を



除いて、この「ありふれた手法であることを示す具体的な事実」の提示が必要である。

中国専利法の『審査指南』においても、「係争意匠と種別の同一又は類似な製品の現有設計において具体的な転用及び／又は組み合わせ手法のヒントがあること」が、専利法23条2項の判断ステップとして挙げられていた。なお、中国では、具体的な例を挙げるまでもなく「明らかにヒントがある場合」として、7つの場合を掲げている。すなわち、「現有設計の転用」については、

- 「(1) 単なる基本的な幾何形状を用いるか、又はこれに軽微な変化だけを施すことによって成される意匠
- (2) 自然物や自然景色の原形態の単純模倣によって成される意匠
- (3) 著名建築物や著名作品の全部又は一部の形状、図案、色彩の単純模倣によって成される意匠
- (4) ほかの種別の製品における意匠の転用で成される玩具、装飾物、食品類製品の意匠」

である。また、「現有設計とその特徴の組み合わせ」については、

- 「(1) 種別の同一又は類似な製品における複数の現有設計をそのままに、若しくは微細な変化を施すことにより直接に合体して成される意匠。例えば、数点の部品の設計を一つに合体して形成した意匠。

(2) 製品に係る意匠の設計的特徴を種別の同一又は類似な製品に係る別の設計的特徴をそのままに、若しくは微細な変化を施すことにより置き換えて成される意匠。

(3) 製品の現有の形状設計と現有の図案、色彩又はその結合を直接に合体して成される当該製品の意匠、若しくは現有設計における図案、色彩又はその結合を、ほかの現有設計における図案、色彩又はその結合に置き換えて成される意匠。」*9

である。

しかしながら、中国において、「明らかにヒントがある場合」とされるケースのほとんどについて、我が国では、「ありふれた手法であることを示す具体的な事実」の提示が必要である。当該分野においてその創作手法が実際に「ありふれた手法」か否かが、創作非容易性の判断において重要な判断ポイントとなることを考慮すると、安易に「ありふれた手法」と認定しないという、我が国の『意匠審査基準』の運用が妥当である。

*1 高田 忠『意匠』有斐閣（1969年）220頁

*2 前掲書227頁

*3 鹿又弘子「(意匠の登録要件) 3条2項」『意匠法コンメンタール』レクシスネクシス・ジャパン（2007年）169頁

*4 知財高判平19.9.26「3次元物体を製造する方法」平18（行ケ）10174

*5 前田 健・小林純子「進歩性判断の法的な構造」パテント2010 Vol.63No.7 126頁

*6 前田 健・小林純子 前掲

*7 審査基準23.7（平22年）52頁

*8 『意匠審査基準』37頁

*9 『審査指南』第4部分39頁～40頁

V. まとめ

歴史的に見ると、我が国の創作非容易性の登録要件は、大正10年意匠法までは明文の規定はなく、「考案力」の審査運用（『審査取極』（昭和26年））によって創作非容易性について判断していた。昭和34年法において意匠法3条2項が規定され、その後、平成

10年の一部改正によって、判断の基礎となる資料を「世界公知」に拡大し登録要件のハードルを上げてきた。この平成10年改正には、「創作性の高いデザインを適切に保護し、創作性の高い意匠の創作を促すことが必要である」との認識があった*10。

しかし、近時の裁判例を検討すると、この創作非容易性の運用については一定の抑制が必要となっている状況が窺える。すなわち、「貝吊り下げ具」事件(知財高判平成19.6.13)、「包装用容器」事件(知財高判平成19.12.26)、「研磨パッド」事件(知財高判平成20.8.28)、および、「取鍋」事件(知財高判平成22.7.20)等の説示を踏まえると、創作非容易性の判断では、①意匠全体としてのまとまった美感(意匠的效果)について創作非容易性を判断する必要がある、そして、②当該意匠と「同一」ないし「実質的に同一」の意匠について、創作容易であることを立証する必要がある。

そもそも、『意匠審査基準』の創作容易性の事例においても、引用形態は、当該意匠と「同一」ないし「実質的に同一」のものだけである。また、中国専利法23条2項に関する『審査指南』においても、「対応した部分」のデザインが「同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある」（実質的に同一である）ことが判断の要件として挙げられている*11。

「創作性の高い意匠の創作を促す」必要があることは首肯できるが、そのためにも、創作された意匠の内容を適切に認定する必要がある。そして、創作手法が「ありふれた手法」であるか否かも事実にして判断する必要がある。欧州共同体では、意匠の保護要件の「新規性・独自性」の範囲と意匠の保護範囲は一致しており、保護範囲を超える「創作非容易性」のような保護要件はない。このような制度設計もありうることをとも考慮して、創作非容易性の登録要件については、慎重に運用することが妥当であると思われる。

*10 特許庁編『逐条解説』[第18版] 1012頁

*11 『審査指南』第4部分39頁

●表1 意匠法3条2項 判決リスト

裁判所	判決日	番 号	物 品	掲載・備考	結 論
1 東京高判	昭42. 7.25	昭37(行ナ)187 (大正10年法1条)	ラジオ受信機(自由の女神像)	取消集昭42年15 1頁 (昭和35年抗告審判2385)	考案でない (棄却)
2 東京高判	昭45. 1.29	昭41(行ケ)167	可撓伸縮ホース	無体裁集2巻1号16頁 判タ244号184頁	3条2項適用 できない
3 東京高判	昭48. 5.31	昭45(行ケ)1	帽子	無体裁集5巻1号184頁, 判タ298号244頁, 取消集昭48(1462)	3条1項3号、 及び2項に該当
4 東京高判	昭49. 3.19	昭45(行ツ)45	可撓伸縮ホース	民集28巻2号308頁, 裁判所時報638号3頁, 判時739号70頁, 判タ309号266頁, 取消 集昭49(1554)	非容易
5 東京高判	昭50. 2.28	昭48(行ツ)82	帽子	集民114号287頁, 判タ320号160頁 取消集昭50(1668)	3条1項3号に 該当
6 東京高判	昭51.11. 4	昭47(行ケ)105	畳縁地	取消集昭51年501頁	容易(棄却)
7 東京高判	昭58.11. 8	昭57(行ケ) 115,116,117	包装用容器	無体裁集15巻3号701頁 取消集昭58(2782)843頁	容易(棄却)
8 東京高判	昭59. 7.26	昭54(行ケ)225	コンクリート型枠	判タ543号294頁 取消集昭59(2940)	非容易(認容)
9 東京高判	昭62. 1.29	昭61(行ケ)156	編棒・意登543827号	取消集昭62年1172頁	容易(棄却)
10 東京高判	昭63. 7.26	昭62(行ケ)195	チョコレート	無体集20巻2号333頁, 判時1319号143頁, 取消集3号551頁	非容易(認容)
11 東京高判	平 3. 6. 3	平 2(行ケ)148	ストーブ兼用こんろ	取消集24号468頁 染野判例6231(1)	容易(棄却)
12 東京高判	平 3.12.26	平 3(行ケ)74,75,76	かわら	取消集29号561, 568, 575頁	非容易(棄却)
13 東京高判	平 4.11.26	平 3(行ケ)191	繊維テープ溶断ロール 意登729989号	取消集32号193頁	容易(棄却)
14 東京高判	平 4.12.24	平 4(行ケ)119	墓前花立筒	取消集33号280頁 昭和56年審判 第11559号	非容易(認容)
15 東京高判	平 5. 2.10	平 3(行ケ)208	建築用シャッターの シャッターカーテン	取消集33号269頁 昭和61年審判 第7434号	容易(棄却)
16 東京高判	平 5. 2.18	昭63(ワ)339,870	織物地	タイムズ829号219頁	非容易
17 東京高判	平 6. 9.13	平 5(行ケ)194	包装用袋	取消集43号205頁 昭和61年審判 第588号	容易(棄却)
18 東京高判	平 9. 5.29	平 8(行ケ)120	釣竿・意登880636号	取消集(66)109頁, 平成6年審判 第8664号	非容易(認容)
19 東京高判	平 9. 6.26	平 8(行ケ)224	合成樹脂製包装容器製造に 使用する熱融着板	取消集(68)141頁 平成 5年審判 第11236号	容易(棄却)
20 東京高判	平10. 8. 4	平 9(行ケ)234	スクレーパーコンベア用輸送管 意登675290号	平成 8年審判 第17662号	容易(棄却)
21 東京高判	平10.11.11	平10(行ケ)90	戸車・意登976682号	平成 9年審判 第7511号	容易(棄却)
22 東京高判	平11. 4 22	平10(行ケ)153	冷蔵庫用コーナーパッキング	平成 7年審判 第8079号	非容易(認容)
23 東京高判	平11. 6.17	平10(行ケ)260	戸車用レール・意登775528号	平成 9年審判 第17811号	非容易(棄却)
24 東京高判	平11. 7.13	平10(行ケ)42	釣竿・意登880636号	平成 6年審判 第8664号	容易(棄却)
25 東京高判	平11. 9.21	平10(行ケ)316	インクリボン付カートリッジ 意登824674号	平成 9年審判 第18133号	非容易(棄却)
26 東京高判	平11.10.26	平11(行ケ)168	床下通風口・意登980431号	平成10年審判 第35009号	容易(認容)
27 東京高判	平12. 1.18	平10(行ケ) 301,302,303,304	根付け	平成 9年審判 第9095号, 第19992号, 第20428号, 第20807号	容易(認容)
28 東京高判	平12. 3.16	平11(行ケ)321	摺擦具	平成10年審判 第15250号	容易(棄却)
29 東京高判	平12. 5.16	平11(行ケ)367	ペンダント又はブローチ	平成 8年審判 第5667号	容易(棄却)
30 東京高判	平12. 6.14	平11(行ケ)222	側溝用溝ぶた・意登1015721号	平成10年審判 第35274号	容易(棄却)
31 東京高判	平12.12.21	平12(行ケ)244	ボンディング用工具	平成 8年審判 第7281号	容易(棄却)
32 東京高判	平13. 3. 26	平12(行ケ)357	側溝用ブロック・意登1037733号	平成12年審判 第35055号	容易(認容)
33 東京高判	平13. 7. 3	平13(行ケ)6	動物の寝床用又は排泄物処理用敷物	平成10年審判 第117798号	容易(棄却)

裁判所	判決日	番 号	物 品	掲載・備考	結 論
34 東京高判	平 13.12. 4	平13(行ケ)193	温熱サポーター・意登978059号	平成12年審判 第35001号	容易(棄却)
35 東京高判	平 14. 1.31	平13(行ケ)281	事務用パンチのパンチ刃 意登1000668号	平成12年審判 第35237号	容易(棄却)
36 東京高判	平 14. 3.28	平13(行ケ)187,188, 211, 213～216	金網	平成11年審判 第15613号 15615～15619, 17247号	容易(棄却)
37 東京高判	平 14. 8.22	平13(ワ)27317等	せいろう用中敷き・意登1077019号		容易
38 東京高判	平 14. 9.11	平14(行ケ)220	側溝用ブロック・意登1037733号	無効2000-35055号	容易(棄却)
39 東京高判	平 14.11.27	平14(行ケ)307	包装用容器・意登1101864号	無効2001-35229号	容易(棄却)
40 東京高判	平 14.11.28	平14(行ケ)389	濾過機液槽内装着用濾過板	不服2001-13427号	容易(棄却)
41 東京高判	平 14.12.12	平14(ネ)4764	せいろう用中敷き <改正前>		判断なし
42 東京高判	平 15. 1.29	平14(行ケ)229	そばいなり	不服2001-9873号	容易(棄却)
43 東京高判	平 15. 3.26	平14(行ケ)613	織物地	不服2000-11865号	容易(棄却)
44 東京高判	平 15. 8.26	平15(行ケ)97	ポリシングパット	不服2002-4311号	容易(棄却)
45 東京地判	平 15.12.26	平15(ワ)7936	盗難防止用商品収納ケース 意登1138441号		容易(無効)
46 東京高判	平 16. 1.29	平15(行ケ)226	美容椅子の脚 意登1050210号<改正前>	無効2002審判35417号	非容易(棄却)
47 東京高判	平 16. 4.22	平15(行ケ)538	フェンス	不服2002-11414号	容易(棄却)
48 東京高判	平 16. 4.22	平16(行ケ)117	フェンス	不服2002-11413号	容易(棄却)
49 東京高判	平 16. 5.11	平16(ネ)628	盗難防止用商品収納ケース 意登1138441号		容易
50 東京高判	平 16. 5.26	平16(行ケ)582	プラズマ処理装置の処理室用天板カバー	不服2003-5242号	容易(棄却)
51 東京高判	平 16. 6. 2	平15(行ケ)565	収納ケース・意登1080447号	無効2003-35132号	容易(棄却)
52 東京高判	平 16. 6. 2	平15(行ケ)566	収納ケース・意登1087236号	無効2003-35133号	容易(棄却)
53 東京高判	平 16.12.15	平16(行ケ)138	配線用保護カバー	不服2001-3328号	容易(棄却)
54 東京高判	平 17. 3.30	平16(行ケ)491	花壇用ブロック	不服2000-12741号	容易(棄却)
55 東京高判	平 17. 3.30	平16(行ケ)492	花壇用ブロック	不服2000-12742号	容易(棄却)
56 知財高判	平 17. 8.25	平17(行ケ)10392	道路用防獣さく 意登1186560号	無効2003-35470号 特許ニュース No.11759 H18.4.25	容易(棄却)
57 知財高判	平 18. 8.31	平18(行ケ)10156	金属製ブラインドのルーバー	不服2004-23892号	容易(棄却)
58 知財高判	平 18. 9.20	平18(行ケ)10088	金属製ブラインドのルーバー	不服2004-23887号	非容易(認容)
59 知財高判	平 19. 1.30	平18(行ケ)10367	ゲーム機<部分意匠>	不服2004-23001号	容易(棄却)
60 知財高判	平 19. 6.13	平19(行ケ)10078	貝吊り下げ具<部分意匠>	不服2006-7226号 特許ニュース No.12091 H19.8.30	非容易(認容)
61 知財高判	平 19.12.26	平19(行) 10209,10210	包装用容器	不服2006-14969号<部分意匠> 不服2006-14970号<全体意匠>	非容易(認容)
62 知財高判	平 20. 4.24	平19(行ケ)10385	金属製ブラインドのルーバー	不服2004-23887号	容易(棄却)
63 知財高判	平 20. 8.28	平20(行ケ)10069	研磨パッド	不服2007-8805号	非容易(認容)
64 知財高判	平 20. 8.28	平20(行ケ)10070	研磨パッド	不服2007-8808号	非容易(認容)
65 知財高判	平 20. 8.28	平20(行ケ)10071	研磨パッド	不服2007-8809号	非容易(認容)
66 東京地判	平 20.11.13	平18(ワ)22106	顕微鏡・意登1171883,1171884号		非容易
67 知財高判	平 21. 1.28	平20(行ケ)10131	取鍋・意登1137667号	無効2007-880006号	非容易(棄却)
68 知財高判	平 21. 5.25	平20(ネ)10088等	顕微鏡		非容易
69 知財高判	平 21. 8.27	平21(行ケ)10032	弾性ダンパー	不服2006-1808号	容易(棄却)
70 大阪地判	平 21. 8.27	平20(ワ)3277	鉄筋用スペーサー・成形金型		容易(無効)
71 大阪地判	平 21.12.10	平18(ワ)8794	カップホルダ用装飾リング		容易(無効)
72 知財高判	平 22. 1.27	平21(行ケ)10209	貼り薬・意登1322072号<部分意匠>	無効2008-880020号	非容易(棄却)
73 知財高判	平 22. 7.20	平19(ネ)10032	取鍋		非容易(棄却)